

# 学校いじめ防止基本方針

— いじめのない学校づくり —

令和7年9月改訂

柏市立柏の葉小学校

## 1 定義・基本理念

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。－いじめ防止対策推進法第2条

### (2) 基本理念

この基本方針は、平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」(以下「法」と略記する。)第13条(学校基本方針の策定)に基づいて策定するものである。

学校においては、この法の有無に関わらず、児童におけるいじめ対策に万全を期すことは当然であり、今まで行われてきたものもあるが、ここに明文化することで、職員間の共通理解を図り、継続的かつ効果的な指導効果を上げることを目的とする。

すなわち、学校においては、いじめ未然防止の観点から、学校生活のあらゆる場面において、日頃から児童の心の成長を促し、「いじめをしない、させない、傍観しない」との認識を全職員及び児童が再確認するとともに、「いじめはどこにでも起こり得る」との認識の下、素早い発見と対応ができるよう、情報収集と組織での対応を心掛けなければならない。

また、法の第9条にある通り、保護者は、児童に対し規範意識を養う等、いじめ防止について、学校と同一歩調で取り組んでいく必要があることについて、継続的に情報発信していくものとする。

※第9条 保護者は、子の教育について第一義務的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

※第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

## 2 組織

### (1) 生徒指導部会

毎月1回の部会には、管理職及び生徒指導主任、各学年の代表者が参集し、各学年の気になる児童やいじめの状況についての情報交換をする。

年間計画、なかよしアンケート等の見直しや提案をする。

### (2) 特別支援・就学指導委員会

特別支援コーディネーター及び教育相談担当が集約した特別な支援を要する児童についての情報を基に、年1回及び必要に応じて、共通理解を図ると共に当該児童への支援方針を検討する。また、状況に応じて個別支援教員を活用する。

### (3) 職員会議

年度初め及び必要に応じて、「学校いじめ基本方針」を元に職員研修を実施すると

とともに、いじめの状況や特別な支援を要する児童について、全職員で共通理解を図る。

#### (4) いじめ防止対策委員会

重大ないじめの状況が確認された(又は認知された)際、臨時的に設置され、解決までのなか的な役割を担う。

構成メンバーは、校長、副校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、特別活動主任、研究主任、道徳教育推進教師、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー(状況に応じて、学校運営協議会委員、学校医、弁護士、有識者)とする。

下線メンバーによる実務部会を置き、機動力を高める。実務部会には必要に応じて関係する教職員を加えることができる。

#### (5) 組織図

別紙1のとおり

### 3 未然防止

#### (1) 学級経営

学級担任の言動が、教室の雰囲気や子ども同士の関わり方に大きく影響を及ぼすものであることを強く認識する必要がある。状況によって、学級経営アドバイザーを派遣してもらい、授業者の支援等を行う。

#### (2) 学年経営

学年職員の共通理解と協力体制が不可欠である。教師集団の性別・年齢・経験年数等それぞれの良さを生かし、学年の職員全員が学年児童全員を導いていくという考え方が必要である。日頃から何でも相談できる風通しのよい職員集団でありたい。

#### (3) 道徳

道徳的判断力・心情、実践意欲と態度を身に付けることをねらいとし、教職員・児童共に人権意識の高揚を図る。

#### (4) 教科指導

学校経営方針の一つである「自己指導能力※の獲得を目指したわかる授業の推進」を推進し、いじめ未然防止に役立てる。また、SOS の出し方に関する教育も推進する。

※自己指導能力とは①「自己存在感を感受できる」②「共感的な人間関係がある」③「自己決定の場がある」④「安全・安心な風土の醸成がある」ことを言う。これは、多様な教育活動を通して、児童が主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働して創意工夫することの重要性等を実感させることである。

#### (5) SOS の出し方に関する教育

子供が、いじめをはじめとする悩みを抱えた時に、現在起きている危機的状況、又は今後起こり得る危機的状況に対応するために、適切な援助希求行動(身近にいる信頼できる大人にSOSを出す)ができるよう適宜指導を行い、危険防止に役立てる。

#### (6) 「STANDBY アプリ」(5、6年生児童に導入)

※「STANDBY アプリ」は自分がいじめを受けていたり、もしくは友達がいじめられているのを目撲した場合、匿名で柏市教育委員会にスマートフォンやパソコン等で報告、相談できるアプリケーションで、SNSなどの外から見えにくいトラブルに対応した

り、子どもたちからの悩みや不安をキャッチしたりして、問題の解決につなげる。

(7) インターネットを介してのいじめへの対応

柏市少年補導センターと連携し、インターネットやSNSにおけるトラブルを未然に防ぐための講習を行う。

(8) 特別な支援を必要とする児童への対応

特別な支援を必要とする児童の一人一人のニーズに応じた校内支援体制の充実を図るために、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用を働きかける。また、管理職や特別支援教育コーディネーターと連携し、校内特別支援教育委員会の活性化を図ることにより、特別な支援を要する児童の見守り態勢の強化・充実を図る。

個別支援教員や教育支援員の配置を行い、特別な支援を必要とする児童への支援の充実に努める。

管理職研修、特別支援教育コーディネーター研修等、特別支援教育に係る各種研修を行い、教職員の資質の向上を図る。

## 4 早期発見

(1) 教育相談

毎月の希望面談、学期に1回実施している全員面談により情報を得るとともに、迅速かつ適切に解決するための入口とする。児童、保護者に対しては誠実に対応する。また、いじめ相談は、気軽に、勇気をもってするよう日頃から伝えておく。

スクールカウンセラーだより等により、スクールカウンセラー活動日等を保護者に周知する。

(2) アンケートによる調査

いじめを受けた児童がその心の傷を広げることのないように、早期発見に努める。月1回のペース(計11回)で、いじめ実態調査のアンケートを実施する。悩みを相談したい児童が、周囲を気にすることなく思いを伝えることができるよう配慮し、「よく遊ぶ友だち」や「遊ぶ場所」以外の質問項目は、「はい」か「いいえ」に○を付けることとなっている。このアンケートは、担任が回収し、全てに目を通し、「はい」に○がついている児童と面談をする。アンケート結果をもとに相談内容やいじめの事案を、柏市教育委員会に学期末、年度末に報告をしていく。

アンケート質問内容

- ・今、よく遊ぶ友だちの名前を教えてください。(記述式)
- ・今、よく遊ぶ遊びと場所を教えてください。(記述式)
- ・今、いじめやいじわるをされてはいませんか?(選択式)
- ・自分が、いじめやいじわるをしてしまったことはありませんか?(選択式)
- ・友だちが、いじめやいじわるをしているのを、見たことはありますか?(選択式)
- ・学校や学校以外のこと困っていることや相談したいことはありますか?(選択式)

### (3) 日常の観察

児童と一番長い時間接しているのは担任である。学校生活のあらゆる場面で児童を観察し、変化には迅速な対応ができるように心がける。また、必要に応じて、いつでも児童の相談に応じられるような心構えを持っておく。

## 5 早期対応

### (1) 報告

いじめの情報が入った時には、一人で抱え込みず、学年主任→生徒指導主任→管理職への報告を欠かさず行う。第一報以後も適宜途中経過の報告をする。重大ないじめ事案や児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある犯罪行為と認められた場合には、法第23条第6項に基づき、直ちに警察署生活安全課及び千葉県柏児童相談所に相談・通報を行い、支援を要請する。

### (2) 聞き取り

聞き取りは、次の点に留意しながら、傾聴の姿勢を忘れずに、丁寧に聞く。

- ・複数の教員が、協力して行うことを原則とする。
- ・高学年の女子については、特に男性教員一人での聞き取りは避け、女性教員を入れて、部屋の扉を開ける等の配慮をする。
- ・児童の学年に応じて、実施場所や実施時間を考え、過度の負担を強いないように配慮する。
- ・客観的な事実を先入観なしで聞き取り、必ず記録する。
- ・聞き取りに際しては、被害者を「必ず守る」ことを事前に伝える。
- ・両者の聞き取り内容をつき合わせ、必要に応じて数回の聞き取りをする。
- ・児童間性暴力等においては、「誰が」「体のどの部位を」「どうした」の内容にとどめ、スクールカウンセラー等につなぐ。

### (3) 該当者間の調整

- ① いじめに関わった児童の心身と関係性の修復及び再発防止に努める。
- ② 教育委員会及び関係機関と連携をしながら、いじめに関わった児童への指導支援を継続する。
- ③ 保護者の要望に応じて、スーパーバイザー及びスクールカウンセラーを派遣し、必要に応じて、いじめに関わった児童及び保護者に対してのカウンセリングを行う。
- ④ いじめが原因で不登校が発生した場合には、教育支援センター、学習相談室への通級・通室によって、いじめに関わった児童の学びの場の確保を行う。
- ⑤ 教育委員会及び関係機関と連携し、教育支援センター及び学習相談室に、それぞれアドバイザーを配置し、いじめに関わった児童を支援する。

### (4) 保護者連絡

つながりのある教職員を中心に、即日関係児童(加害・被害とも)の家庭訪問や電話連絡を行い、事実関係を伝えるとともに今後の学校との連携方法について話し合う。

### (5) 原因究明

いじめが起きた背景、原因等を分析し、改善に役立てる。

### (6) 見守り

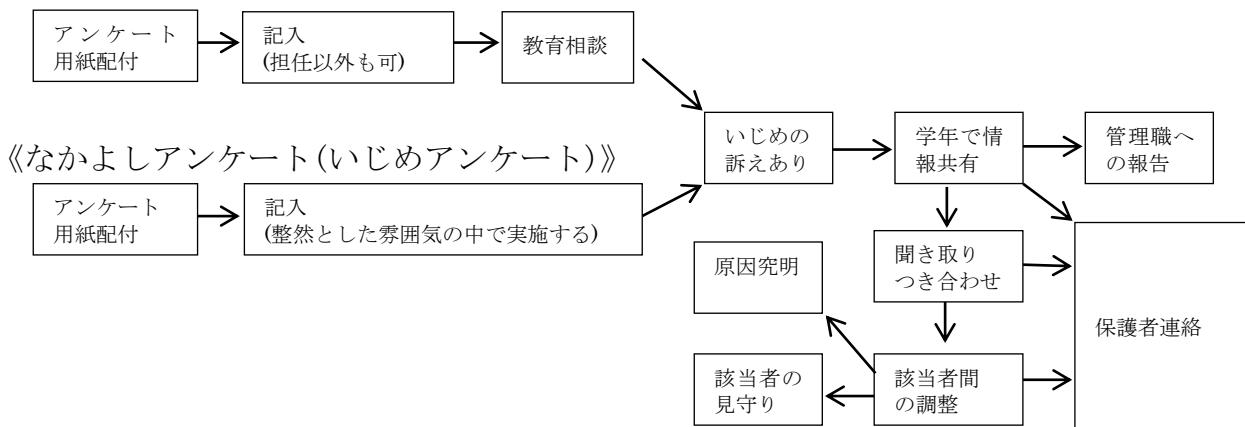
いじめが継続していないか、さらに見えない所で行われていないか等、見守りが必

要である。また、適宜双方への言葉かけを当面続け、愛情をもって見守っていることを継続的に伝えていく。

必要に応じてスクールカウンセラーの活用を促す。

### 【いじめ発見から対応までの流れ】

#### 《教育相談》



## 6. 関係機関等

### (1) 教育委員会

毎学期行われている市教委の調査で報告。重大事態については、校長の判断により児童課担当への連絡をするとともに、指導助言を受ける。

### (2) 柏市少年補導センター

インターネット等先端情報技術に関わるいじめについては、補導センター等へ講師依頼する。

### (3) 幼保こ小、中

小学校入学前の子ども同士の関係や家庭環境等の情報を得て児童理解を深める。小学校での状況は中学校へ引継ぎ、卒業後も児童がよりよい成長を遂げられるよう後押しする。

### (4) 警察

重大事態発生時等、必要があれば躊躇せず警察に連絡し、応援を仰ぐ。連絡の判断は必ず校長による。

### (5) スクールカウンセラー及び学習相談室

児童個々と直接的に接してくれるスクールカウンセラーや学習相談室の相談員からの情報提供を受ける。

## 7 保護者・地域・児童

### (1) 啓発

児童の規範意識やしつけ等、子どもの教育に対する第一義的責任は、保護者にあることを、学校だより等を通じて、継続的に周知していく。特にゲーム機等インターネットを通じてのいじめがあった場合の子どもの変化の特徴等について、学校だより等を通じて、保護者に協力依頼をする。

## (2) 教育相談

保護者からの相談や情報提供を受ける。

- ・ 12月に希望制の面談を行う。
- ・ 毎週1回スクールカウンセラーにより、教育相談を行う。

## (3) 安全見守り

保護者が輪番で児童の登下校の安全見守り・指導に当たっている。児童に異変があった場合は学校に直ちに電話等で一報が入ったり、連絡票にて情報が入ったりする。

## (4) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校基本方針の策定に際し、その内容を保護者や地域住民、児童の意見も反影して、策定後の取組が円滑に進められるようにする。

# 8 いじめの相談・通報体制

## (1)柏の葉小学校のいじめの相談窓口

電話相談窓口：04-7134-3987（相談責任者 教頭）

※原則、全教職員が対応にあたるが、相談相手が一番話しやすい教職員が相談を受け付ける。

## (2)学校以外の相談窓口

・ 子どもと親のサポートセンター 0120-415-446(24時間体制で対応)

・ やまびこ電話柏 04-7166-8181(学校、家庭困ったことは何でも相談)  
午後1時～午後7時 ※平日対応

・ 少年補導センター 04-7164-7571(青少年の非行、いじめなどの相談)  
午前9時～午後5時 ※平日対応

※すべての相談窓口でインターネットトラブルについても受け付けています。

## (3)いじめの相談や通報の指導について

- ・ 映像教材等を活用した「SOS の出し方に関する教育」の授業を学級活動、道徳等の学習と関連させて実施をしていく。

# 9 重大事態発生時

## (1) 重大事態の意味

法第28条は、いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、及びいじめにより児童が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときを重大事態として、速やかな対処を求めている。その判断基準を事例として以下のように示している。

### 【いじめの重大事態の調査に関するガイドライン 文部科学省 令和6年8月(抜粋)】

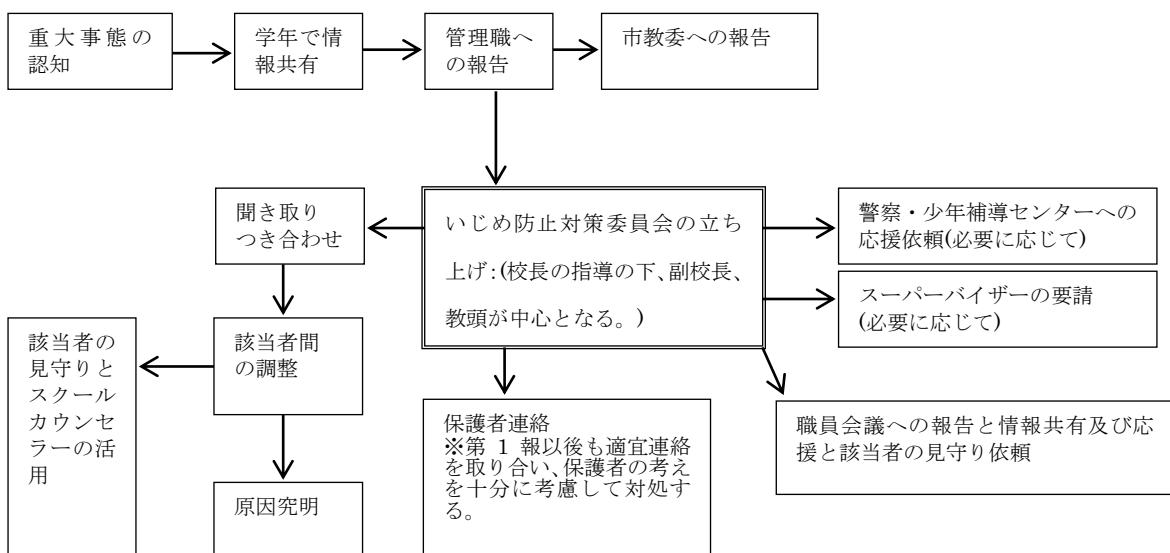
- ①児童が自殺を企画した場合・自殺を企画したが軽傷で済んだ。
- ②心身に重大な被害を負った場合・暴行を受け、骨折した。・投げ飛ばされて脳震盪となった。
- ③金品等に重大な被害を被った場合・複数の生徒から金品を強要され、総額1万円を渡した。
- ④精神性の疾患を発症した場合・心的外傷後ストレス障害と診断された。
- ⑤いじめにより転学等を余儀なくされた場合・欠席が続き(重大事態の目安である30日には達していない)当該校へは復帰ができないと判断し、転学(退学等も含む)した。

これらにこだわることなく、児童の個々の状況と保護者の要望を十分に把握し、総合的に判断する。

### (2) 対処

- ①教育委員会児童課に連絡する。(校長の判断による)
  - ・いじめ等の報告に際しては、その解決を第一に考え、正確かつ丁寧に説明を行い隠蔽等を行わないことは当然である。
- ②市教委と相談の上、いじめ防止対策委員会を立ち上げる。
- ③スクールカウンセラー及び必要に応じてスーパーバイザーの派遣要請をする。
- ④事実確認のための調査を行い、必要に応じて関係機関と連絡をとる。
- ⑤上記結果を児童及び保護者に提供する。
- ⑥以後、誠意をもって解決にあたる。

### 【重大事態発生時の対応】



## 9 公表、点検、評価等

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」については、生徒指導部会、職員会議、学校運営協議会等により毎年度末に、改訂を視野に入れた点検、評価をした後、学校ホームページ上に公表するものとする。

(2) また、学校評価を視野に入れた保護者アンケートの実施に際しては、学校のいじめ対策に関する項目により点検を行う。

### **その他の事項**

本基本方針は、いじめ問題対策を推進するために必要があると認められたときは、隨時見直しを行うものとする。

## 【別紙1】組織図

